

役職員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人育て上げネット（以下「当法人」という。）の理事・監事、執行役員、職員の「利益相反に該当する事項」についての自己申告に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 本規程は、当法人の役員および役職者に対して適用する。

- 2 本規程でいう役員とは、理事及び監事を指し、職員とは雇用関係、呼称を問わず、事務局内で活動する者すべてをいう。

(自己申告)

第3条 役員及び職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、もしくは入職・活動開始後、新たに当法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

- 2 前項に規定する場合のほか、当法人と役員との利益が相反する可能性がある場合（当法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。
- 3 事務局長が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを理事長に対して行うものとする。

(定期申告)

第4条 役員は、毎年7月に当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局長に書面で申告するものとする。

(申告後の対応)

第5条 前3条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、総務担当と連携して申告内容の確認を徹底した上で、必要に応じ速やかに当該申告を行った者が理事および監事である場合には事務局長が（事務局長である場合にあっては理事長）協議

の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、経営ボード会議の決議により行い、理事会に報告する。

付則

本規程は、令和2年6月1日から施行する。

令和4年4月1日 改定

令和5年7月1日 改定